

2020年4月20日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿
厚生労働大臣
加藤 勝信 殿
国土交通大臣
赤羽 一喜 殿
新型コロナウイルス担当大臣
西村 康稔 殿

緊急要請

新型コロナウイルス感染拡大防止下の居住保障

日本居住福祉学会
会長 岡本 祥浩

現在、日本で新型コロナウイルス感染が蔓延し、その対応への奮闘に感謝申し上げます。

さて4月7日に日本国政府が「緊急事態宣言」を発出し、16日には同宣言が全都道府県に拡大され、事態は新たな段階を迎えました。外出自粛要請の強化による経済活動停滞の影響が広がる中、より深刻な影響を受ける人々の存在が憂慮されます。とくに居住の喪失は命と健康を危うくするため、居住の保障は憲法が定める人権と暮らしの基盤として最優先され、全ての人に実現されるべきものです。また、地域社会の基盤となります。

日本居住福祉学会会長として以上の観点から以下四点の緊急要請をします。

1. 全ての人に安心・安全な住宅を確保してください。野宿を余儀なくされている方やその恐れのある全ての方に風雨や寒暑などから身体を守り、プライバシーを確保し、感染の防止に十分な空間と衛生環境を整えた居所を用意してください。そうしなければ、野宿を余儀なくされている人や劣悪な居住環境で過ごす人の集団から感染クラスターが発生しかねません。
2. 軽度や無症状感染者が安心できる居場所を確保してください。日本の狭い住宅条件では、家庭内感染や家庭内暴力を起こす危険性があります。その予防のために感染者の居住条件を聴取し、必要に応じてホテルや研修所の宿泊施設などを活用した居場所を提供してください。
3. 住居喪失に直面している人の住居費を保障してください。収入の減少から家賃や住宅ローン返済を滞らせ、住居を喪失することが懸念されます。居住者への補助、家主への支援、法制化による支払猶予などを実施してください。住居費には電気・ガス料金、水道料金などを含めてください。
4. 経済以外の理由で喪失した住居も保障してください。入院、人間関係、地域環境の変化などを理由として住居を失った人に住居を提供してください。